

「包括利益の表示」の検討状況

「包括利益の表示に関する会計基準（案）」については、公開草案に寄せられたコメントを踏まえて、最終基準にすべく検討を進めている。

<ディスカッション・ポイント>

（１）個別財務諸表への適用

連結先行の考え方を包括利益の表示に適用することに関する検討を求めるコメントが寄せられている。

公開草案段階では、包括利益を表示する目的は貸借対照表との連携を明示することを通じて、財務諸表の理解可能性・比較可能性を高めることであり、個別財務諸表にも当てはまることから、個別財務諸表と連結財務諸表に同時適用する提案としている。

<上記のほか、個別財務諸表と連結財務諸表に同時適用する提案の理由等>

- ・包括利益の表示にあたって、現行の当期純利益に関する情報を維持し、包括利益を表示する計算書について、当期純利益をボトムラインとする 2 計算書方式の選択適用ができる提案としている。
- ・個別財務諸表に関しては、既に株主資本等変動計算書で開示されている情報をその他の包括利益として包括利益計算書(または損益及び包括利益計算書)という形に組み替えて開示を求めるものである。
- ・会社法上の分配可能額や税務に関して調整を要する問題は特段生じないと考えられる。
- ・連結財務諸表と個別財務諸表とで表示科目が異なる場合(「その他の包括利益」、「評価・換算差額等」)、混乱が生じる可能性もある。

これらの点を踏まえ、包括利益の表示について、連結先行の考え方との関係をどのように考えるか。

上場会社の個別財務諸表に適用する会計基準の在り方(「連結先行」の在り方)については、公開草案に寄せられたコメントも踏まえ、関係者による検討の場を ASBJ 内に設ける方向で検討を進めている。

(注)「連結先行」の考え方

コンバージェンスの推進には、これまでの会計をめぐる実務、商慣行、取引先との関係、さらには、会社法との関係及び税務問題など調整を要する様々な問題が存在する。こうした状況を踏まえ、今後のコンバージェンスを確実にするための実務上の工夫として、連結財務諸表と個別財務諸表の関係を少し緩め、連結財務諸表に係る会計基準については、情報提供機能の強化

及び国際的な比較可能性の向上を図る観点から、我が国固有の商慣行や伝統的な会計実務に関連の深い個別財務諸表に先行して機動的に改訂する考え方で対応していくことが考えられる。

(2) 適用時期

システム整備の実行可能性等の観点から、早くとも平成 23 年 4 月 1 日以降開始する事業年度からの適用を求めるコメントが寄せられている。

財務諸表利用者からは、できるだけ早期の情報開示ニーズがあり、また、その他の包括利益については、基本的には既に情報として開示されている点を踏まえると、包括利益計算書（又は損益及び包括利益計算書）の本体での開示は、公開草案どおり、平成 23 年 3 月に終了する事業年度末から適用することでどうか。

一方、組替調整額等の注記情報については、情報収集に伴う対応が必要となる場合も想定されることから、平成 23 年 4 月以降開始する事業年度から適用することでどうか。

(3) 非上場会社の取扱い

今年 3 月より、非上場会社の会計基準の在り方に関する検討が ASBJ を含む関係者が一堂に会して開始されたことを踏まえ、その検討を踏まえて対応することが適当であると考えられることから、その旨を「公表に当たって」に記載することでどうか。

以 上